○　石川県警察情報セキュリティ監査実施要領の全部改正について

〔平成19年３月30日付け情甲達第７号
石川県警察本部長から部課署長宛て〕

改正　平成20年４月25日情甲達第18号
平成30年１月４日情甲達第２号

石川県警察情報セキュリティ監査実施要領

１　目的

この要領は、石川県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成17年石川県警察本部訓令第15号）第７条第３項の規定に基づき、石川県警察が設置する石川県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査（以下「監査」という。）に必要な事項を定めるものとする。

２　監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

３　通常監査

(1)　年度情報セキュリティ監査計画の策定

ア　情報セキュリティ監査責任者（以下「監査責任者」という。）は、通常監査を実施するため、毎年度、年度情報セキュリティ監査計画の案を作成し、石川県警察情報セキュリティ委員会の審議を経た上、情報セキュリティ管理者の承認を得て、これを策定するものとする。

イ　年度情報セキュリティ監査計画は、監査の重点項目、監査の対象部署及び監査の時期について定めるものとする。

(2)　監査実施計画の策定

監査責任者は、年度情報セキュリティ監査計画に基づき、個別の監査ごとに、監査実施計画を定めるものとする。

(3)　監査官の指名等

ア　監査責任者は、通常監査の実施に当たって、警務部情報管理課又は関係所属の課長補佐以上の職にある職員の中から監査官を指名するものとする。この際、監査を受ける職員とその監査を実施する職員を兼務させてはならない。このほか監査官の独立性が保たれるよう留意するものとする。

イ　監査責任者は、監査官の職務を補佐させるため、警務部情報管理課又は関係所属の職員の中から監査補佐官を指名することができる。

ウ　監査官及び監査補佐官は、通常監査を実施するため必要と認められるときは、対象となる所属の職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所への出頭を求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

(4)　通常監査の実施に当たっての留意事項

通常監査を実施するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア　取り扱う情報の保秘を徹底すること。

イ　厳正かつ公平を旨とすること。

ウ　資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
エ　必要な限度を超えて関係者の職務に支障を及ぼさないよう注意すること。
(5)　情報セキュリティ管理者への報告
ア　監査官は通常監査を終了したときは、対象部署ごとに監査調書を作成し、監査責任者に提出するものとする。
イ　監査責任者は、監査調書に基づき監査報告書を作成し、情報セキュリティ管理者に提出するものとする。
(6)　改善を求める事項等の指示
情報セキュリティ管理者は、監査報告書の内容を踏まえ、改善を求める事項その他必要と認める事項を石川県警察情報セキュリティ委員会の審議を経て決定し、対象所属長等に指示するものとする。
(ｱ)　対象所属長の執るべき措置
指示を受けた所属長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執るものとする。速やかな措置が困難な事項については、その影響を低減させるための補完的な措置を検討した上で改善計画を策定し、措置結果及び改善計画を情報セキュリティ管理者に報告するものとする。
(ｲ)　対象所属以外の部署の長の執るべき措置
指示を受けた対象所属以外の所属長は、当該指示の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執るものとする。
４　特別監査
(1)　特別監査の実施
情報セキュリティ管理者が特に必要があると認める場合には、監査責任者は、監査実施計画を定め、特別監査を実施するものとする。
(2)　通常監査に関する規定の準用
３(3)から３(6)までの規定は、特別監査について準用する。
附　則
この要領は、平成19年４月１日から施行する。
附　則（平成20年４月25日情甲達第18号）
この要領は、平成20年５月１日から施行する。
附　則（平成30年１月４日情甲達第２号）
この要領は、平成30年２月１日から施行する。